不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>利用の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部みどりと公園課公園係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市児童遊園条例第３条
　市長は、利用者が次の各号に一に該当する場合は、児童遊園の利用を制限することができる。
⑴　児童遊園の設置の目的に反すると認められるとき。
⑵　公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
⑶　児童遊園の設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑷　その他児童遊園の管理上支障があると認められるとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（これまでに事例がなく、具体的な基準を設定することが困難）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>